

久喜市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市児童館条例施行規則（平成22年久喜市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

久喜市立児童センター	(1) 月曜日並びに毎月第2火曜日及び第4火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（その日が前号に定める休館日に当たるときは、その直後の休館日又は休日でない日（土曜日及び日曜日を除く。）） (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に規定する日を除く。）
久喜市立鷺宮児童館	(1) 金曜日並びに毎月第1木曜日及び第3木曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（その日が前号に定める休館日に当たるときは、その直後の休館日又は休日でない日（土曜日及び日曜日を除く。）） (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に規定する日を除く。）

第3条を次のように改める。

(利用時間)

第3条 児童館を利用することができる時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該時間を変更することができる。

- (1) 4月、9月、10月及び3月 午前9時から午後5時まで
- (2) 5月から8月まで 午前9時から午後6時まで
- (3) 11月から2月まで 午前9時から午後4時まで

第4条第1項中「児童館利用者登録カード（様式第2号）」を「児童館利用者

登録申請書（様式第2号）」に改める。

第5条第1項第2号中「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

児童館利用者登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所 _____
 (保護者) _____
 氏名 _____
 電話 _____
 (保護者連絡先)

児童センター・鷲宮児童館を利用したいので、下記の者の登録を申請します。

①	ふりがな		ねん 年 れい 年齢
	し 氏 めい 名		
	がっ 学 こう 校 めい 名	学校	がく 学 年
②	ふりがな		ねん 年 れい 年齢
	し 氏 めい 名		
	がっ 学 こう 校 めい 名	学校	がく 学 年
③	ふりがな		ねん 年 れい 年齢
	し 氏 めい 名		
	がっ 学 こう 校 めい 名	学校	がく 学 年

※ 上記の個人情報は、緊急時の連絡にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。